

# 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

## 概要

- これまで公安委員会から交付していた認定証が廃止され、標識に変わります。
- 標識、料金表、自動車運転代行業約款について、営業所の見やすい場所に掲示し、事業者が運営するのウェブサイトに掲載することが義務付けられます。(※)

(※)以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務が課せられません。

- ① 随伴用自動車の保有台数が1台以下の場合
- ② ウェブサイトを有していない場合

自動車運転代行業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
氏名又は名称	
所在地	



## 事業者において対応すること

- ① 標識を作成し、営業所の見やすい場所に掲示する。
  - ・ 標識のデータを山梨県警察のウェブサイトからダウンロードの上、事業者において作成してください。ウェブサイト閲覧することができない場合は、営業所を管轄する警察署の担当に相談してください。
  - ・ 令和6年3月31日までは、引き続き、認定証を掲示しておいていただく必要がありますが、令和6年4月1日からは使用しなくなりますので、営業所を管轄する警察署の担当に返却をお願いします。
- ② 標識、料金表、自動車運転代行業約款をウェブサイトに掲載する。
  - ・ 作成した標識、料金表、自動車運転代行業約款を画像データにした上で、トップページの見やすい箇所に掲載してください(リンク(xxx.pdfやyyy.xlsxなど)の掲載は不可)。
  - ・ ここでいうウェブサイトにはSNSは含まれません(SNSで掲載したとしても、義務を履行したことにはなりません)。
  - ・ 改正法の趣旨を踏まえ、ウェブサイト有している事業者については、随伴用自動車の保有台数が1台でも、ウェブサイト掲載へのご協力をお願いいたします。

## 留意事項

- 認定証が廃止されるので、認定証の再交付や書換えが不要となります。また、自動車運転代行業の廃止は、廃業等届出書の提出により行うこととなります。
- 変更の届出をしたときに、標識の記載事項が変わる場合は、標識の更新をお願いします。

# 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

## 標識の記載方法について

自動車運転代行業者	
認定をした公安委員会	<input type="text"/>
認定番号	第 <input type="text"/> 号
認定年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
氏名又は名称	<input type="text"/>
所在地	<input type="text"/>

山梨県警察のウェブサイトからダウンロードできるひな形には記載済みです。

個人として認定を受けている場合は氏名を、法人として認定を受けている場合は法人の名称を記載してください。

認定証の右上に記載されている番号を記載してください。

主たる営業所の所在地を記載してください。認定証に記載してある住所とは異なる場合もあるため、注意してください。

認定を受けた年月日を記載してください。

認定証	
住所	<input type="text"/>
氏名又は名称	<input type="text"/>
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。	
年月日	<input type="text"/>
<input type="text"/> 公安委員会	Ⓢ

## 標識を作成する際の留意事項

- 標識の作成は、山梨県警察のウェブサイトからダウンロードしたひな形を使用して作成することを原則とします。
- ひな形をダウンロードできない場合は、ひな形を印刷した上で、油性マジック等の文字の消えない筆記具で見やすく記載してください。
- 印刷する向きは指定はありませんが、山梨県警察のウェブサイトからダウンロードするデータは、そのまま印刷すると横向きで出力されるようになっています。
- 営業所に掲示する標識は、A4サイズで印刷してください。